

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号09 (大学名) 岩手大学)

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>岩手大学は、新制大学発足以来、地域を担う指導的人材の育成と、その基盤となる学問諸分野の研究において、着実な成果をあげてきた。法人化移行後も「岩手の大地とひとと共に」をスローガンとし、地域の中核的学術拠点として運営されている。その基本姿勢は第3期中期目標期間においても変わらない。</p> <p>2011年の東日本大震災以降、岩手大学は被災県にある国立大学として地域の復興推進・支援の役割を果たしてきた。この活動は岩手大学に託された使命（ミッション）として継続していく必要がある。復興活動は岩手にとどまらず日本の、また世界の共通課題と認識しているからである。</p> <p>こうした使命を自覚し、第3期中期目標期間の岩手大学は、地域再生の課題解決をはじめ地域社会の持続的発展のための課題を中心に、おきつつグローバルな視点も含めた教育・研究・社会貢献等の活動を展開し、地域に根差して成果を世界に発信する大学を目指す。これにあたっては、①時代と地域に即した教育研究組織の改革と教育・研究の実施、②中規模総合大学の利点を生かした岩手大学のアイデンティティの確立と、その精神（スピリッツ）涵養のための教育、③地域の文化、産業等のグローバル化に対応した教育、④大学が地域を先導する新たな地域連携の仕組みの構築、⑤社会の変化に対応した機敏な大学運営、などを主要な柱とする。</p> <p>さらに、地域活性化の先導役を自覚する岩手大学は、これまでの復興活動を基盤とした文理融合の教育研究組織を設置し、また既存の研究センターを有機的に連携させ、復興と地域創生を絡めた新たな教育・研究の国際展開に全学をあげて挑まんとする。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成28年4月1日～平成34年3月31日</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

【1】グローバル（グローバル×ローカル）な視点で復興に尽力する岩手大学で学ぶ学生としてのアイデンティティを涵養し、地域の産業・行政・教育等の分野で指導的役割を果たすことができる、幅広く深い教養と高い専門性を備え、主体的に学び行動する人材を育成するために、学士課程教育を充実する。

【2】ミッション再定義で示した「地域課題を世界の共通課題として認識・展開できる人材育成のための大学院教育の充実」に向け、修士課程・博士課程・専門職学位課程における教育内容や方法の質的転換を実施する。

【3】地域社会における学術拠点（知の拠点）として、社会人や地域の高校生に、大学の知的資源を活用した学びの機会を提供し、地域社会の持続的発展を担う開かれた大学づくりを進める。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】課題解決能力の育成を重視し、学生の主体的学修を促す教育の質的転換を推進する。そのため、課題解決型（PBL型）授業等の学生の深い学びを促すアクティブ・ラーニングの拡充を進め、国際通用性の高いGPA制度、ナンバリング、学生が自身の学修状況を確認できるシステム等を導入して学修達成度を可視化できる体制を整備する。さらに、学生に関する情報を一元化するシステムを構築することにより、データに基づいた教育改善を行える体制も整える。この教育改革の成果は、学位授与方針の達成状況についての学生自身による自己評価及び単位取得状況等の調査によって検証し、学位授与方針の達成度（学修達成度）を向上させる。

【2】グローバル（グローバル×ローカル）な視点で復興に尽力する岩手大学で学ぶ学生としてのアイデンティティを涵養するために、「地域」を軸として教養教育と専門教育との連携を強め、自校教育科目を含む地域に関連した科目を拡充する。学修成果をあげるために、すべての学生が、卒業までに教養教育及び専門教育において地域関連等科目を3科目以上履修するカリキュラムを実現する。

【3】岩手県における教員養成の拠点機能を果たすため、教員養成教育の内容・方法の持続的な点検と改善を実施するとともに、教職支援室を設置し、きめ細かい個別指導により教育学部卒業生の岩手県における新規採用小学校教員の占有率について、第3期中期目標期間中に50%を確保する。

【4】ミッション再定義に示した時代や社会が要請する人材像に対応した大学院教育の充実に向け、文理融合・分野横断型の地域創生に関する教育の導入、産官学協働による地域インターンシップや問題解決型学習（PBL）の導入、研究適応力・国際情報発信力の醸成、海外大学との共同学位プログラムや海外インターンシップ制度の開発・実施を行う。これらにより、地域に関する学術研究の実施、高度専門職業人として岩手をはじめとする東北ブロックへの就職、外国人留学生の大学院課程学位取得者数の増加、大学院課程在学・修了者の海外留学者数の増加等の学修成果をあげる。

【5】教職大学院の修了者の教員就職率90%を確保するために、実務家教員と研究者教員が連携協力し、個人面談や悩み相談等の個別指導や模擬面接・実技指導等を充実する。

【6】地域の知の拠点として、地域の教育機関と連携して相互の教育効果を高め、県内高校の大学進学率の向上、岩手大学への関心や進学意欲（志願者数）の増進を目指すために、高大連携事業を積極的に実施する。具体的には、岩手県教育委員会といわて高等教育コンソーシアムが連携して実施する高大連携ウインターセッションにおいて、グローバルトピックの講座を新設するなど、大学の教育資源を活用した高

校生向け講座を拡充する。また高校での課題研究等を組織的に支援するなど、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）との連携を強化し、高校生が大学生活を体験するアカデミックインターンシップも拡充する。これらの取組により、第2期中期目標期間中よりも事業数や連携高校数、参加高校生数を増やす。

【7】社会人が学びやすい環境と機能を強化するために、大学院における土日夜間開講、1年制コースの設置、勤務先企業等での研究実施の奨励等を実施する。これにより第2期中期目標期間中よりも社会人院生を増やす。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

【4】グローバル（グローバル×ローカル）な視点で復興に尽力する岩手大学で学ぶ学生としてのアイデンティティを涵養し、地域の産業・行政・教育等の分野で指導的役割を果たすことができる、幅広く深い教養と高い専門性を備え、主体的に学び行動する人材を育成するための教育実施体制を整備する。

【5】岩手県内外の大学間における教育連携体制を整備し、相互の強みを活かした教育を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【8】地域の課題解決に率先して取り組む人材の育成体制を整備するために、教養教育センター（教養教育）、各学部（専門教育）及び教育研究施設等の連携を強化する。これにより地域や学内組織と連携した授業科目（地域課題演習）の実施、地域を軸に教養教育と専門教育とを連携させた教育を実施する。また、教育学部において学生の実践的な指導力の育成・強化を図るため、新たな教員の選考基準を定め、第3期中期目標期間末までに学校現場での実務経験のある大学教員の比率40%を確保する。

【9】問題解決能力形成の基礎となる学生の主体的学修を促進するための教室やラーニングコモンズ等の教学環境の改善、退職教員や大学院生による学修支援体制の構築、学生の学修状況や成果等の調査・分析を組織的に実施する教学IR体制の強化、等を推進する。これにより、学士課程を中心に、学生の授業時間以外の過ごし方として、学修に使う時間を第2期中期目標期間に比べて増やす。

【10】教員の教育力を高めるために、若手教員には新任教員向け研修プログラムを受けられる機会を提供し、また多様な学生に対応できるように、全教員に向けて多様な研修の機会を用意する。同時に、教員の研修参加を促進するために、これらの研修への参加を教員評価等に適切に反映させる具体的な仕組みを構築する。

【11】教養教育を充実させるために、教養教育の授業担当体制を見直し、教養教育の担当を教員評価等に適切に反映させることにより、教養教育を担当する教員数を全学的に増やし、学生の満足度が高く、履修人数200人以下の規模で、科目選択の幅が十分にある、教養教育科目を安定的に提供する。

【12】地域創生に寄与する人材の育成に向けて、いわて高等教育コンソーシアムを核とした地域の大学との連携を強化する。具体的には、共同教育プログラムである「地域リーダー育成プログラム」のコア科目に地域創生に関連する科目を新たに加えるなどして、共同教育プログラムをさらに充実させ、履修者、認定証授与者（「コア科目履修証」及び「地域を担う中核的人材認定証」）を毎年輩出する。

【13】専門領域や地域特性等、相互の強みや特色を活かして、北東北国立3大学（弘前大学、秋田大学、岩手大学）間を中心とした大学間連携を第2期中期目標期間に継続して推進する。具体的には、国際化推進に関する新たな連携の強化として、大

学間の相互乗り入れ等により国際教育プログラムの数を増加させる。また、岩手県内外の大学と連携した教員研修での大学間連携体制の強化に取り組み、教員の研修機会（参加教員数）を拡充する。

(3) 学生への支援に関する目標

【6】 学業、留学、健康、正課外活動、経済的支援など多様なニーズを抱える学生への学修支援や生活支援等を行う。

【7】 大学が養成しようとする人材像を踏まえ、学生と社会のニーズに
 応えるキャリア形成支援を実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【14】 多様なニーズを抱える学生への学修支援体制を強化するために、第2期に設置された学修支援室における学修支援スタッフの増員、同様に第2期に設置された学生特別支援室における相談・カウンセリング機会の拡充等の整備を行う。また、これまで留学生に個別に支援を行ってきたチューター制度に加え、来日時のサポート、日本語学習支援、生活支援など支援内容等に応じたサポートチームによる支援体制を整備し、よりきめ細かな支援を行う。これらの取組により、多様な学生の受け入れを可能にし、また成績不振を主な理由とする退学者を減らす。

【15】 正課外における学生の主体的な活動を支援するため、サークル活動、学内の環境マネジメント、男女共同参画推進等の委員会活動等に対する支援を行う。また、学生が協働して行う独創的なプロジェクトに対して経費を支援する「Let'sびぎんプロジェクト」や、学生が地域の企業と協働して事業に取り組む「学内カンパニー」事業も、第2期中期目標期間と同様に継続的に支援する。その他、地域貢献や被災地支援、次世代育成支援等のボランティア活動に取り組む学生に対して、必要な指導と支援を行い、大学が規定する基準を満たした学生は単位を取得できる制度をさらに充実させる。これらの学生支援策によって、在学中にサークル活動、委員会活動、ボランティア活動等の課外活動に参加したことがある学生数を増加させる。

【16】 新たに設置する多言語多文化交流空間 (Iwate University Global Village) の一部を活用し、国際交流に関心のある学生と留学生が共同で行う課外活動を支援する。この活動には留学、研修等の海外プログラム経験学生及び交換留学生の両者総数の4割以上に参加してもらい、本学の学生が学内にいながら海外の幅広い情報に接触する機会を提供する。

【17】 東日本大震災による被災の影響も含め、経済的に困難な学生が修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や奨学金等の教育費負担軽減支援を行う。また、学内業務に従事する学生にその対価を支払う本学独自の「がんちゃんアシスタント」制度を継続する。これにより、退学理由のうち、経済的理由による比率を第2期中期目標期間終了時以下にとどめる。

【18】 就職率の高水準安定のために、入学直後のオリエンテーションを活用したキャリア形成支援や入学後2年目までの学生（修士学生は1年目）を対象としたキャリアカウンセリングの実施によってキャリアに対する早期の意識づけを行う機会を設定する等、学生の主体的なキャリア形成を促進するための取組を行う。取組の検証は、就職率の状況のみならず、毎年度実施する学生へのキャリア形成支援に関する満足度調査により行い、第3期中期目標期間初年度の調査結果を基準とし、最終年度の満足度はこれを上回っていることを判断基準とする。

(4) 入学者選抜に関する目標

【8】 高大連携や大学教育の質的転換という観点も踏まえ、大学の入り口段階で求められる能力を明確にし、これを多面的・総合的に評価する選抜方法を検討して実施する。

【9】 時代や社会の要請もふまえ、大学院課程で求める学生の資質をさらに明確にし、それにふさわしい多様で優秀な学生を国内外から見出し、受け入れる大学院入学者選抜の仕組みを追求し、実施する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

【10】 地域の中核的学術研究拠点として、これまで培ってきた「岩手豊穡学」や「金属生産・表面界面工学」、「寒冷環境における農学・生命科学」等、岩手大学の強み・特色となる学術研究を一層推進する。また、科学技術イノベーション創出の源泉となる創造的基礎研究や異分野融合研究に取り組み、その成果を国内及び世界に向けて発信することで、岩手大学の研究力向上とグローバル化を実現する。同時に、岩手大学の特色ある研究成果と研究力を基盤として、地域創生を先導する応用研究を展開し、地域社会の持続的発展に貢献する。

【19】 いわて協創人材の育成を目標としたCOC事業及びふるさといわて創造を目標としたCOC+事業にも関わらせ、学生の岩手県内就業定着を促進するために、就職支援団体・自治体・企業等と連携したキャリア形成支援を行う。これにより岩手県内への就職率を向上させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】 高等学校教育や大学教育の質的転換を踏まえ、本学が求める入学者の能力及びその判断基準の方法について検討を進め、その結果を踏まえてアドミッション・ポリシーを明確化する。また、アドミッション・オフィスの設置検討も含む入学者選抜実施体制を整備していく。これらのことにより、アドミッション・ポリシーに適合する質の高い入学者の確保を安定的に行う入学者受入れを実施する。

【21】 平成32年度から予定される「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の主旨を踏まえ、学部共通試験の導入等学力試験のあり方についての検討を進める。また、志願者の大学学修適応力を多面的・総合的に評価する総合問題や志望分野への適性試験の導入、地域性や地域貢献への意欲等を考慮する入学試験のあり方についても検討し、実施する。

【22】 多様な学生や人材が本学大学院を志願することができるように、本大学院が求める資質を多面的に見出す大学院入試の制度や方法の開発を進め、実施する。これにあたっては、アドミッション・ポリシーを明確化した上で、日本のみならず世界の様々な国や地域から受験が可能な入試の開発、従来型一般入試の改善、推薦入試の工夫等、選抜目的を最大限達成するための検討と改革を行う。これらにより、外国人や社会人を含めた入学者を安定的に確保する入試制度を構築し実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】 平成28～30年度は、ミッションの再定義等で明らかにした岩手大学の強み・特色となる研究について応用展開を進め、重点的に推進すべき研究領域の選定とさらなる高度化を実現する。また、科学技術イノベーション創出の源泉となる創造的基盤研究や異分野融合研究、地域創生を目指した応用研究課題を選定し、実施する。これらの成果等を踏まえ、平成31～33年度においては、岩手大学の強み・特色となる新たな学術研究・創造的イノベーションの発展に結びつく研究を展開する。これらの取組により、第3期中期目標期間終了までに、科学研究費助成事業の採択率、産学官連携による共同研究・受託研究の件数について、平成27年度を基準としてそれぞれ5%増加を実現する。

【24】 地域の持続的発展とグローバル化に貢献するために、第3期中期目標の全期間

を通して、研究活動の成果の学術雑誌への積極的投稿、国内及び国際会議・シンポジウムの企画・開催、国際的な連携による共同研究の展開、一般向けの成果報告及び普及講演等を行い、研究成果の社会還元と岩手大学の強みや特色に根ざした研究、地域課題解決のために進めている研究の国際認知度の向上を実現する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

【11】 地域の中核的学術研究拠点として、岩手大学の強み・特色となる学術研究及び異分野融合研究、地域創生を目指した応用研究を推進するための研究推進体制を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

【12】 地域の中核的学術拠点として、地域創生に向けて、自治体等地域社会との連携及び大学の知的資源を活用した社会貢献を推進する。

【13】 地（知）の拠点大学として、地域社会との緊密な連携のもとに、地域課題解決に向けた教育・研究を全学的に推進し、地域創生に貢献する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【25】 岩手大学の強み・特色となる学術研究や異分野融合研究を進めていくための研究推進体制を整備する。これにあたり、平成30年度までに、科学研究費助成事業の獲得及び産学官連携に係る総合的な研究支援を行うURA（リサーチ・アドミニストレーター）体制の整備、間接経費の効果的活用制度を確立し、その後運用を行う。また、第3期中期目標期間を通して、女性・若手・外国人の新任教員に対する研究支援、教員の海外派遣・研究専念制度の活用、必要な研究機器・設備の更新・充実による研究環境の向上等の支援を行い、さらに各種の研究支援方策について、実績と効果の定量的評価を実施し、必要に応じて見直しを行う。これらに加え、岩手大学の強み・特色となる学術研究のさらなる高度化のため、重点的に推進すべき研究領域を選定し、拠点形成のための体制整備等必要な支援措置を行う。以上の研究推進体制の整備を踏まえ、科学研究費助成事業の教員一人あたりの申請件数について、平成29年度までに1以上となることを実現し、その後は、第3期中期目標期間終了までに、平成29年度を基準として10%増加を実現する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【26】 地域社会の活性化を先導するため、大学の知的資源を活用し、地域の団体と連携して生涯スポーツの推進や市民の芸術活動の支援、ミュージアムを核とした学習の機会と場の提供など芸術文化・スポーツ活動等を実施する。さらに、自治体等と連携した教員や学生の地域活動への参画を推進する事業、地域企業等との連携による「ものづくりエンジニアリングファクトリー」などで培われてきた学生の起業家精神を醸成するための取組等を実施する。これによって地域との連携を強化し、連携する各種団体や企業、自治体等の地域のステークホルダーや、参画する教員や学生の満足度を向上させる。

【27】 地域創生の先導者を養成するために、地域と連携した社会人の学び直しプログラムである「いわてアグリフロンティアスクール」、獣医師卒後教育及び防災リーダー育成などの継続と新たなプログラムの開発、女性の活躍促進・能力育成事業の推進により、リカレント教育を拡充する。これによって、リカレント教育のプログラムに参加する社会人を平成27年度比で第3期中期目標期間終了時に20%増加させ、満足度も向上させる。

【28】 地域創生に貢献するために、平成25年度文部科学省新規重点補助事業である“いわて協創人材育成+地元定着”プロジェクト（COC事業）及び平成27年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」である、ふるさといわて創造プロジェ

クト（COC+事業）を第3期中期目標期間においても全学的体制で継続実施する。COC事業では引き続き「いわて協創人材」の育成を目指すために地域関連科目と課題解決型の実践的教育を充実させる等の取組を実施するとともに、特に第3期中期目標期間においては地元定着を促進するため、地域社会との連携を一層強化する。この取組によりCOC事業終了時（平成29年度末）において、地域課題解決プログラム数を30程度に、県内3大学連携インターンシップ参加学生数を100名程度に増やす。また、学生の地元定着向上の成果として岩手県内就職率を事業終了までに39%（平成24年度比5%アップ）を達成する。COC事業で構築した教育プログラムは、COC事業終了後もCOC+事業を通して継続する。COC+事業では「いわて協創人材」に加えて「ふるさといわて創造人材」を育成するために、COC+事業協働機関と連携して地域に関する発展的科目を充実させるとともに、地域に関係する卒業研究数を全体の20%程度にする。またCOC+事業期間中に岩手県内でのインターンシップ数を240人程度に、県内就職率を47%に増やすことを目標とした取組を進める。さらに、COC+事業終了後における発展的継承のあり方を、事業協働機関とともに検討してその方向性や内容を具体化し、平成32年度以降も引き続いて全学体制でこれを実施する。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

【14】 地域に顕在化した諸課題をグローバルな視点から解決し発信できる人材を育成するために、教育のグローバル化を推進する。

【15】 地域に顕在化した諸課題をグローバルな視点から解決し発信できる人材を育成するために、教育のグローバル化を推進する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【29】 グローバル教育カリキュラムマップを作成し、グローバルな視点を持った「いわて協創人材」に求められる、外国語能力、交渉力、発想力、課題解決力を高める学部横断型教育プログラム「IHATOVOグローバルコース」を開設する。また、プログラムの学修成果の記録、評価のためのeポートフォリオシステムを整備し、成果の可視化を行う。さらに、「Global Mileage制度」を導入し、コースの履修成果だけでなく、学生の自主的な国際交流活動やグローバルな視点を取り入れた地域活動等の授業以外の活動に対してもマイルの付与、及びマイルに対するインセンティブ等を与える。これら、グローバルマインドの涵養を図ることを目的とした取組によって、多様なグローバル教育プログラムへの参加率を全学生の10%以上、Global Mileageの取得は全学生の50%以上とする。

【30】 岩手県内の自治体、企業、大学等をはじめ、国内外の行政機関、産業界、教育機関等の協力を得ながら、学内外の教育研究資源を活用し、グローバルな視点からの課題解決型プログラムを企画開発運営する。ここでは、これまで実施してきたエネルギー、防災、食に加え、観光、文化遺産等の新たなテーマを取り上げた、地域課題設定型国際研修を国内外で企画実施する。また、幼小中高大連携による、異文化理解、課題理解等を目的とするEnglish Camp、多文化合同合宿、多文化キッズキャンプ等の既存事業を継続するほか、県内の教育機関と連携した協働国際教育プログラムを拡充する。これらにより、国内外での課題設定型国際研修プログラム数を第3期中期目標期間中に延べ10件以上とする。

【31】 全学のグローバル化を戦略的に推進するための横断型組織を形成してこれを学

きる人材育成のための全学的体制を整備し、機能させる。

内に定着させるとともに、国際連携・国際交流に係る危機管理体制を構築する。また、地域と一体となったグローバル人材育成ネットワークを形成し、その活動の場として地域に開かれた多言語・多文化交流空間「Iwate University Global Village」を設置する。加えて、教職員の海外研修機会充実や海外居住の留学生OBとの連携を強化し、国際交流支援コーディネーターも積極的に活用することで、人的資源を充実させる。この他、海外協定大学との協力や「UURR（大学・大学と地域・地域の連携事業）プロジェクト」のさらなる推進により、国際的な産業・文化交流の発展に寄与するグローバル人材の育成・活用を行う。以上の取組の成果として、グローバル人材ネットワークの連携機関を150機関とし、また、海外留学期間通算3ヶ月以上の教職員を全職員の2割に増加し、さらに、国際交流支援コーディネーターを第2期中期目標期間終了時の2倍に増加させる。
(※ UURR・・・University and University+Region and Region)

(2) 附属学校に関する目標

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【16】 地域創生の観点に立ち、地域の教育諸課題を解決することのできる、地域の初等・中等教育機関教員を養成するための実習校としての機能を強化する。

【32】 地域創生を担う初等中等教育機関の教員養成実習校として機能するため、教育学部及び教職大学院と連携・協力して実習カリキュラムを開発し導入する。これにあたっては、小規模・複式教育に資する教育実習カリキュラムの開発や教職大学院における実習カリキュラムの確立等を行う。

【17】 地域のモデル校としての附属学校の機能を強化し、先導的・実験的取組を通じた教育・研究を進め、地域の教育課題に応える。

【33】 地域の初等中等教育機関を担う現職教員のための研修カリキュラム開発に向けて、教育学部及び教職大学院と連携・協力して備えるべき資質や指導技術についての研究を進める。これら研究成果を踏まえ、岩手県内の教育委員会等と連携した教員研修を実施する。カリキュラムの開発にあたっては、岩手大学教育学部・教職大学院連携協議会を開催して岩手県内教育委員会等と協議を重ね、教育に関する社会の要請を反映する。

【34】 地域のモデル校として、多様な子どもたちを受け入れ、幼稚園、小学校、中学校という異校種間の接続教育及び一貫教育のあり方や小学校の専科制について調査研究を行う。そのうえで、附属学校の機能を強化するため学級数、入学定員の適正化を図り、教員の適正配置を計画し、実施する。

【35】 地域の教育的要請に応える取組として、理数教育、外国語教育、ICT教育等を、優先的に進めるべきテーマとし、それぞれの指導内容や指導方法について教育学部と附属学校の共同による教育実践を中心とした先導的・実験的な研究を行う。さらに、これら共同研究の成果を、附属学校の教育活動に具体化し、学校公開研究会で公開する他、各市町村における教員研修会等の講師として附属学校教員を派遣する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【18】学長のリーダーシップのもとに、地域における中核的な人材育成及び学術拠点、また被災県にある国立大学としての認識のもと、時代や社会の要請に対応した戦略的運営を推進するとともに、中規模総合大学としての強みや特色を活かした戦略的運営を展開する。

【19】機能的な大学運営に資するため、多様な人的資源を活用し、活発な教育研究活動が実施できる組織運営を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【20】ミッション再定義を踏まえ、地域社会の持続的発展に寄与し、グローバル化時代に対応したイノベーション創出の学術拠点としての役割を果たすため、大学の教育研究組織を大幅に見直し、地域の中核的学術拠点としての機能を強化する。

【36】本学の戦略的・意欲的な大学運営に向けて、東日本大震災からの地域の復興推進、時代と地域に即した教育研究組織の改革と教育研究の実施、地域の文化、産業等のグローバル化に対応した教育、地域を先導する新たな地域連携の仕組みの構築等、重点施策を明確に提示し、これに学長裁量経費、学長裁量ポストを優先的に配分する。これにより、全学資源等の再配分や教育研究組織等の再編成を戦略的に行い、国立大学法人評価や大学機関別認証評価等の第三者評価にて、戦略的運営に関する適切な評価を得ながら、社会の変化に対応した機敏な大学運営を実施する。

【37】法人運営におけるガバナンス機能を高めるため、経営協議会、岩手県、岩手県教育委員会、産業界等の外部有識者からの意見等を積極的に取り入れる。また、監事機能を強化し、監査結果を大学の運営改善に適切に反映させる。これにあたっては、学長、理事、副学長と外部有識者との定期的な意見交換、学長、理事、副学長、学部長と監事との定期的な個別意見交換を毎年度実施し、外部からの意見や監査結果等に基づく具体的対応のための検討過程及び策定した実施プランを提示する他、これまでの改善状況を報告する。

【38】国内外の優秀で多様な研究者を確保するため、国際公募及び年俸制の積極的活用とそれを支える適切な業務評価を実施し、第3期中期目標期間終了時までに年俸制適用教員を50名以上に拡充する。併せて、クロスアポイントメント制度を積極的に活用する。また、優秀な若手教員の確保と教育研究の活性化に向けてのテニユアトラック制を導入し、若手教員数を10%程度増加させる。

【39】大学構成員のダイバーシティ（多様性）に配慮した働きやすい環境を構築するため、ダイバーシティに関する意識形成、保育スペースやワーク・ライフ・バランス相談の利用状況を踏まえた同施設の利用環境向上や相談員の拡充等、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する制度及び体制を拡充する。これにより、女性教員採用比率目標値を20%程度とし、第3期中期目標期間終了時に女性教員比率16%を達成する。また、計画的な人事異動による多様で幅広い職務経験及びダイバーシティに関する研修の充実による意識改革を進め、女性管理職の積極的な登用を図り、第3期中期目標期間中に管理職への割合を10%程度に拡充する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【40】ミッション再定義等で明らかにした大学の強み、特色、社会的役割を強化する取組を進めるために、大学院修士課程を一研究科に再編し、新たに地域創生にかかわる専攻を新設する。これらの機能強化事業により、学生やステークホルダーからの肯定的評価を得る。

【41】ミッション再定義等で明らかにした大学の強み、特色、社会的役割を強化する取組を進めるための大学院修士課程の全学改組に連動し、工学研究科博士後期課程を理工学研究科へ改編する。研究科の教育プログラムでは、特に国際化の観点から英語による講義科目や英語関連科目の開講数、さらに、複数教員による指導回数を第2期中期目標期間の実績以上とすることで理工系人材育成機能を強化し、科学技術イノベーション創出を実現できるグローバル人材を研究者、高度技術者として国

内外に輩出する。

【42】大学の枠を越えて全国6大学に設置されている農学分野の独立研究科博士課程のひとつである本学の連合農学研究科を、全国規模で検討されている農学分野の大学院再編の動きを踏まえ、専攻・連合講座を再編する。これにあたっては、構成大学における修士課程の教員配置も踏まえつつ、専攻・連合講座の枠を超えた研究者養成のための教育プログラムを開発する。これにより、毎年実施する学生の自己評価アンケートでの科学英語力、科学コミュニケーション力等について自覚的な向上がみられた学生の割合を過半数の水準で維持し、研究適応力を有する人材を社会に輩出する。

【43】本学と東京農工大学との共同獣医学科が平成29年度に完成年度を迎えるに伴い、岐阜大学大学院連合獣医学研究科（構成大学：帯広畜産大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学）から、本学と東京農工大学が独立し、平成30年度までに新たな共同専攻課程を組織する。これにあたっては、構成2大学により新たな研究者養成の教育プログラムを開発し、新たな専攻・共同講座を編成する。これにより、入学者の学位取得率を第2期中期目標期間の実績以上とする。

【44】大学院における地域創生にかかわる新専攻と協働し、岩手大学のこれまでの三陸復興と地域連携推進に係る体制と現存の教育研究施設（地域防災研究センター、平泉文化研究センター、三陸水産研究センター等）における教育研究実施体制を一元化した、三陸復興・地域創生推進機構を設置し、第2期中期目標期間に取り組んだ三陸復興事業及び地域連携事業を長期的に継承する体制を整備する。これにより、地域への学生のインターンシップ、地域企業等との共同研究・受託研究数を第2期中期目標期間終了時の実績より増やす。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

【21】大学の機能強化に資するため、業務改善を継続し、時代状況に合った機能的・効率的な大学事務マネジメントを推進する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】大学運営に関わる事務業務の効率化・合理化を促進するため、これまでの取組やその成果を踏まえ、業務マニュアルの導入による定型業務の標準化等、PDCAサイクルを通じた業務改善を恒常的・継続的に実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

【22】外部資金の獲得等多元的な収入源の確保に努める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】競争的研究資金や事業推進経費等の外部資金の獲得に向けて、具体案を策定し、学内組織の連携の下に資金を獲得する。また、学生支援を含めた教育研究活動の向上のため、寄附金による基金について、卒業生・同窓会、教職員や産業界等広く学内外への積極的な募金活動を持続的に行い、第2期中期目標期間終了時基金額の3

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>【23】教育研究等の目標達成に必要な経費の確保を目的として、業務の改善・効率化や教職員の意識を高めることにより、管理的経費を抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>【24】保有資産の有効活用と効果的運用を行う。</p>	<p>割以上を受け入れる。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【47】管理的経費に関するコスト削減を図るため、学内業務の効率化及び資源の適正配分を進めると共に、調達手法等の改善を図る。これにより管理的経費を平成27年度比で第3期中期目標期間終了時に6%を削減する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【48】保有資産を有効に活用するため、留学生の増加等のニーズへの対応も含めた弾力的な運営方策を策定し、利用状況を定期的に把握しつつ高い稼働率を維持するほか、教育研究設備の共同利用化・集約化を行う。また、保有資金の運用計画を策定するとともに、収支見込みや金利情勢を適切に把握したうえで効果的に運用する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【25】大学の教育、研究、社会貢献、グローバル化、及び管理運営に係わる全学的評価活動を持続的にを行い、その評価結果を大学の機能強化推進に活用する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【26】大学の取組や成果を国内外に向けて積極的に情報発信する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【49】評価室が中心となり、第3期中期目標期間における機能強化も含めた岩手大学の取組について、進捗・評価指標の設定、進捗に関するデータ収集、学内評価の実施とその報告の作成、評価結果を踏まえた次年度計画の策定等、IR的手法を活用しながら点検評価を行う。また、これらの取組と評価・改善結果を反映させ、平成32年までに教育に関する大学機関別認証評価を受審する。こうした点検評価の取組とあいまって進捗した大学の機能強化の状況について、第三者評価機関から機能強化に関する適正な評価や大学としての適格認定を得る。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【50】大学の機能強化をはじめとする特色ある取組やその成果を国内外に情報発信するため、情報発信の日英二言語による広報の推進、大学の特色ある取組情報の発信の強化、卒業生・保護者・地域社会等本学ステークホルダーに焦点を当てた情報発信の強化、一般市民向けの研究成果発表会の開催等を図書館やSNS等を利用して実施する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p>

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

【27】適切な施設マネジメントを実施し、施設の整備・維持保全を推進する。

【28】教育研究の質の向上や業務運営の効率化を図るため、情報基盤の整備・更新を推進する。

2 安全管理に関する目標

【29】教職員の安全と健康のため、これを阻害するリスク低減と、その意識向上の取組を推進する。

3 法令遵守等に関する目標

【30】法令遵守、危機管理の徹底・強化を図り、法令等に基づく適正な法人運営を推進する。

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【51】学長主導の施設マネジメントの下、「岩手大学施設整備基本計画」に基づき老朽施設等改修による老朽化対策、「施設予防保全計画」に基づき既存施設への高効率型の照明器具（LED化）・空調機器等の設置による省エネルギー対策、経年使用の設備機器等更新による維持保全、共用スペース等の教育研究環境の改善整備を行う。また、機能強化のための教育研究組織の改組に対応した施設の再配分・整備を行う。

【52】情報システム整備に関するマスタープランを平成29年度までに策定し、上田キャンパス全ての教室に無線LANの接続環境を配置する等、ユビキタスネットワークを構築する。また、仮想化基盤を含む情報基盤を整備・更新することにより、仮想端末のレスポンスを向上させる。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【53】化学薬品等の学内の危険・有害物について、管理・使用上のリスクを低減するために、既存のマニュアル等の見直しと必要な改定を平成30年度までに行う。また、平成31年度以降、改定したマニュアル等に従った安全教育と実地訓練を行う。

【54】教職員の心身の健康に影響を与えるストレス等について調査分析を行い、対策を講じてその低減を図る。また、心身の疾病予防の啓発教育を行い、各種健康診断の受診率を向上させる。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【55】法令遵守と危機管理を徹底・強化した法人運営を行うため、教職員及び学生の全般的法令遵守（コンプライアンス）の徹底、公正な研究活動や経費執行のための研修等の定期的開催、危機管理体制機能の充実・普及等に取り組み、第3期中期目標期間における法令違反事例を第2期中期目標期間以下とする。

【56】情報セキュリティの強化を目標とし、情報セキュリティインシデント・脆弱性への脅威に対応する体制及び情報基盤の整備・強化等に取り組む。また、情報セキュリティに関するガイドラインの見直しを図った上で、セキュリティポリシーを構成員に周知・徹底し、その妥当性の検証を含め、PDCAサイクルを確立する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額
1,695,741千円

2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画
該当なし

2 重要な財産を担保に供する計画
該当なし

IX 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上、環境整備及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
上田団地ライフ ライン再生 (電気設備) 小規模改修	総額 343	施設整備費補助金 (133) (独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (210)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 国内外の優秀で多様な研究者を確保するため、国際公募及び年俸制の積極的活用とそれを支える適切な業務評価を実施し、第3期中期目標期間終了時まで年俸制適用教員を50名以上に拡充する。併せて、クロスアポイントメント制度を積極的に活用する。また、優秀な若手教員の確保と教育研究の活性化に向けてのデュアトラック制を導入し、若手教員数を10%程度増加させる。

(2) 大学構成員のダイバーシティ(多様性)に配慮した働きやすい環境を構築するため、ダイバーシティに関する意識形成、保育スペースやワーク・ライフ・バランス相談の利用状況を踏まえた同施設の利用環境向上や相談員の拡充等、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する制度及び体制を拡充する。これにより、女性教員採用比率目標値を20%程度とし、第3期中期目標期間終了時に女性教員比率16%を達成する。また、計画的な人事異動による多様で幅広い職務経験及びダイバーシティに関する研修の充実による意識改革を進め、女性管理職の積極的な登用を図り、第3期中期目標期間中に管理職への割合を10%程度に拡充する。

(3) 教育学部において学生の実践的な指導力の育成・強化を図るため、新たな教員の選考基準を定め、第3期中期目標期間末までに学校現場での実務経験のある大学教員の比率40%を確保する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 41,874百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	19	38	39	39	39	40	214	374

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4 積立金の用途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
- ① 教育研究組織改組等に伴う施設等整備費の一部
 - ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別紙 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	40,051
施設整備費補助金	133
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	210
自己収入	22,220
授業料及び入学料検定料収入	21,065
財産処分収入	0
雑収入	1,155
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,256
長期借入金収入	0
計	69,870
支 出	
業務費	62,271
教育研究経費	62,271
施設整備費	343
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	7,256
長期借入金償還金	0
計	69,870

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額41,874百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人岩手大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I 〔基幹運営費交付金対象事業費〕

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第 3 期中期目標期間中は同額。

II 〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

- D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。
 E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。
 F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
 G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。
 S (y) : 政策課題等対応補正額。
 新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
 T (y) : 教育研究組織調整額。
 学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
 U (y) : 教育等施設基盤調整額。
 施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H (y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

- α (アルファ) : 機能強化促進係数。0.9%とする。
 第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。
 物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
 なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特異要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	72,106
経常費用	72,106
業務費	62,709
教育研究経費	10,866
受託研究費等	5,999
役員人件費	1,401
教員人件費	31,662
職員人件費	12,781
一般管理費	4,892
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	4,505
臨時損失	0
収入の部	72,106
経常収益	72,106
運営費交付金収益	38,922

授業料収益	17,401
入学金収益	2,445
検定料収益	457
受託研究等収益	5,999
寄附金収益	1,222
財務収益	12
雑益	1,143
資産見返負債戻入	4,505
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	70,724
業務活動による支出	67,600
投資活動による支出	2,270
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	854
資金収入	70,724
業務活動による収入	69,527
運営費交付金による収入	40,051
授業料及入学金検定料による収入	21,065
受託研究等収入	5,999
寄附金収入	1,257
その他の収入	1,155
投資活動による収入	343
施設費による収入	343
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	854

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業

にかかる交付金を含む。

別表（学部、研究科等）

学部	人文社会科学部 教育学部 理工学部 農学部 工学部（H28募集停止）
研究科	人文社会科学研究科 教育学研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科 参加大学 （弘前大学 山形大学 帯広畜産大学）

別表（収容定員）

学部	人文社会科学部 820人 教育学部 640人 理工学部 1,800人 農学部 990人 工学部 0人	（うち獣医師養成に係る分野 180人）
研究科	人文社会科学研究科 32人 教育学研究科 32人 工学研究科 390人 農学研究科 134人 連合農学研究科 96人	（うち修士課程 32人） （うち専門職学位課程 32人） （うち博士前期課程 330人） （うち博士後期課程 60人） （うち修士課程 134人） （うち博士課程 96人）